

パブリック・コメント手続（意見募集）

土地利用調整関連条例の一部改正について

【意見募集期間】

令和元年（2019 年）

5 月 13 日（月）～6 月 12 日（水）

【お問い合わせ先】

都市部開発指導課

電話 046—822—8316（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

◎土地利用関連条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続の実施について

1 意見募集の趣旨

本市では、一体的な土地利用行為として扱うものを定めて分割する土地利用行為を規制し、開発許可に導くことで良好な宅地水準の確保に努めています。

今回の見直しでは、公共施設の整備要件が厳しくなる開発区域面積を超えない範囲で、開発行為を分割して繰り返すことを規制する等、社会情勢の変化に伴う住民等のニーズや解決すべき課題に対応するための改正を予定しており、市民のみなさまからご意見等を募集するものです。

2 改正の内容

(1) 「開発許可等の基準及び手続きに関する条例」及び「都市計画法等施行取扱規則」

- ・ 開発行為の完了後に連続して行う開発行為は、現条例では一体的な土地利用行為としていませんが、①同一の事業者が、②一団の土地において、③先行した開発許可の完了公告後1年以内、又はすべての建築物の検査済証交付前に、④先行した開発許可と、後発となる開発許可の計画との間に「公共施設の延伸若しくは共用」又は「造成範囲の重複」が行われるものは、全体として一体的な土地利用行為として扱うものとします。ただし、本市の地域特性により開発区域に至る道路の幅員の基準を満たすことができないため、やむを得ず開発区域を分割して土地利用を行う場合は、一体的な土地利用行為として扱いません。

【理由】 現基準の運用を継続することは、開発許可制度の趣旨にそぐわない無秩序な市街地を形成する恐れがあるため

(2) 「適正な土地利用の調整に関する条例」

- ・ 条例の承認の取り消しの要件に「承認を受けた計画内容と異なる土地利用行為が行われ、計画のとおり実施する見込みがないと認められるとき。」を追加します。

【理由】 行為の実施が不可能な状態であるにもかかわらず行為の承認が存在することは、新たな誤解、障害の原因となるため。

(3) 「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」及び「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則」

① 条例の対象行為である特定用途建築物に「旅館業法施行令の許可を要するもののうち簡易宿所」を追加します。

【理由】 旅館業法の改正に伴い、簡易宿所についても条例の対象行為として運用しているため。

※ 住宅宿泊事業法（民泊新法）の対象となるものは除きます。

② 条例の承認の取り消しの要件に「承認を受けた計画内容と異なる特定建築等行為が行われ、計画のとおり実施する見込みがないと認められるとき。」を追加します。

【理由】 行為の実施が不可能な状態であるにもかかわらず行為の承認が存在することは、新たな誤解、障害の原因となるため。

意見の提出方法

1 提出期間

令和元年（2019年）5月13日（月）から6月12日（水）まで

2 あて先

横須賀市都市部 開発指導課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。（日本語で記述してください）

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（市内に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該意見募集案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・都市部開発指導課（横須賀市役所分館4階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 都市部開発指導課

（3）ファクシミリ

046-826-0420

（4）電子メール

dg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただきましたご意見等とこれに対する考え方は、ご意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。